

令和5年度法務省会計監査の実施結果について

1 はじめに

法務省会計監査規程（平成28年法務省会訓第1号大臣訓令。以下「規程」という。）第6条に基づき実施した一般監査について、令和5年度に重点項目として監査を行った結果を公表する。

2 令和5年度の監査における重点項目

法務省会計監査においては、規程第7条に基づき策定した中期監査方針及び中期監査計画を踏まえ、規程第8条により、毎年度の監査計画を策定することとされているところ、令和5年度会計監査計画等を策定し、当該計画において、以下のとおり重点項目を定め、監査を実施した。

（1）契約事務

○ 契約の適切性及び経済性・有効性等に関する監査

契約を締結した案件について、契約の申請から支出の決定までの一連の処理を、契約手続全般の適切性のほか、契約内容の正確性、合規性及び経済性の観点からの監査

（2）物品管理事務

○ 物品の管理状況等に関する監査

物品の管理状況に関し、府省共通システムによる物品管理事務が行われているか確認するとともに、関係法令に基づいた適正な管理・手続が行われているか合規性の観点からの監査

（3）出納官吏事務

○ 出納官吏事務に関する監査

出納官吏事務に関し、現金の保管状況、公印・小切手の事務手続、出納官吏に対する検査の実施状況等合規性の観点からの監査

（4）国有財産事務

○ 国有財産の管理状況等に関する監査

国有財産に係る事務に関し、国有財産の運用（使用許可、使用承認）及び財産増減の手續・記録が関係法令に基づき適正に行われているか正確性及び合規性の観点からの監査

3 監査対象庁

令和5年度会計監査計画等に基づき、別表のとおり、法務省本省及び地方官署に対して監査を実施した。

4 監査の実施結果

(1) 契約事務

ア 監査手法

令和4年度及び令和5年度に締結した契約を対象として、任意に抽出した案件について、関係書類を確認するほか、監査対象庁の担当者に対しヒアリングを行うなどして、監査を実施した。

イ 指導事項

監査の結果、多くの場合、会計法令に基づき適正に契約手續が行われている状況を確認したものの、関係書類の作成等が適切に行われていない事案も認められたため、該当庁に対して、主に以下の指導を行った。

- ・ 調達伺いが作成されていない、又は、調達伺いは作成されているが、その中で調達の目的、必要性等が記載されておらず、それらが不明確であったことから、今後は、調達伺いを作成し、調達の目的、必要性等を明確にすること。
- ・ 契約金額が200万円を超える契約について、検査調書が作成されていなかったことから、今後は、契約金額が200万円を超える契約に関しては、検査調書を作成すること。

(2) 物品管理事務

ア 監査手法

物品の管理状況に関し、関係書類及び物品の現況を確認するほか、監査対象庁の担当者に対しヒアリングを行うなどして、監査を実施した。

イ 指導事項

監査の結果、毎年度、物品の全品突合検査を実施するなど、適正な物品

管理が行われている状況を確認したものの、関係帳簿の整理が適切に行われていない事案も認められたため、該当庁に対して、主に以下の指導を行った。

- ・郵便書留簿について、定められた様式を用いていなかったことから、今後は規定の様式を使用すること。
- ・賃借物品について、付属品に賃貸物品であると認識できる表示がされていなかったことから、今後は、主要な付属品を含め賃借物品である旨の表示を適切に行うこと。
- ・物品の供用について、実際の使用職員以外の者に（一括して）供用されているものが認められたことから、今後は、実際の使用職員ごとに供用すること。

(3) 出納官吏事務

ア 監査手法

現金の保管状況、公印・小切手の事務手続、出納官吏の検査状況等について、関係書類等を確認するほか、監査対象庁の担当者に対しヒアリングを行うなどして、監査を実施した。

イ 指導事項

監査の結果、多くの場合、関係法令にのっとり適正な事務手続が行われている状況を確認したものの、関係書類の作成が適切に行われていない事案も認められたため、該当庁に対して、主に以下の指導を行った。

- ・出納官吏の交替時において、現金出納簿に前任及び後任者の記名が記載されていないことから、今後は、出納官吏事務規程70条に基づき、適正な事務処理を行うこと。
- ・出納官吏に係る交替時検査について、検査員の発令を受けていない職員が実施していたことから、今後は、必ず検査員を発令の上、適正に検査を実施すること。
- ・出納官吏に係る月例検査について、検査を実施したことを疎明する確認書が作成されていないことから、今後は、適正に作成すること。

(4) 国有財産事務

ア 監査手法

国有財産に係る事務に関し、関係書類及び国有財産の現況を確認するほか、監査対象庁の担当者に対しヒアリングを行うなどして、監査を実施した。

イ 指導事項

監査の結果、多くの場合、法令等に基づき適正な手続が行われている状況を確認したものの、国有財産台帳の登録や決裁手続が適切に行われてい

ない事案も認められたため、該当庁に対して、主に以下の指導を行った。

- ・ 行政財産使用許可に係る使用料の算定において、2年度以降の算定を行わず、初年度の使用料を継続して採用していたことから、毎年度算定を行うこと。
- ・ 国有財産の増減が生じているにもかかわらず、台帳登録が行われていなかったことから、計算を行い、適切に台帳登録を行うこと。
- ・ 台帳登録案件について、異動年月日に誤りがあったことから、適切に処理すること。
- ・ 台帳登録に当たり、一部取壊し部分に係る価格の算定方法に誤りがあったことから、再計算の上、適切に処理すること。

別 表

令和5年度法務省会計監査の監査対象庁

1 大臣官房会計課実施分

区 分	監 査 対 象 庁
法 務 省 本 省	法務省本省
地 方 官 署	<p>【法務局】 15 庁 福岡法務局、仙台北法務局 横浜地方法務局、静岡地方法務局、長野地方法務局、大津地方法務局、福井地方法務局、山口地方法務局、松江地方法務局、大分地方法務局、鹿児島地方法務局、秋田地方法務局、旭川地方法務局、釧路地方法務局、松山地方法務局</p> <p>【検察庁】 18 庁 仙台高等検察庁 横浜地方検察庁、水戸地方検察庁、宇都宮地方検察庁、大津地方検察庁、津地方検察庁、岐阜地方検察庁、金沢地方検察庁、富山地方検察庁、広島地方検察庁、岡山地方検察庁、長崎地方検察庁、福岡地方検察庁、宮崎地方検察庁、札幌地方検察庁、旭川地方検察庁、徳島地方検察庁、松山地方検察庁</p> <p>【矯正官署】 47 庁 東京矯正管区、広島矯正管区、福岡矯正管区 帯広刑務所、月形刑務所、青森刑務所、宮城刑務所、盛岡少年刑務所、横浜刑務所、市原刑務所、東日本成人矯正医療センター、静岡刑務所、福井刑務所、京都刑務所、笠松刑務所、三重刑務所、鳥取刑務所、麓刑務所、岩国刑務所、松山刑務所、熊本刑務所、喜連川社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、美祢社会復帰促進センター、東京拘置所、京都拘置所、広島拘置所 東北少年院、喜連川少年院、宮川医療少年院、松山学園、浪速少年院、奈良少年院、多摩少年院、八街少年院 旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所、東京少年鑑別所、大津少年鑑別所、岐阜少年鑑別所、大阪少年鑑別所、広島少年鑑別所、山口少年鑑別所、福岡少年鑑別所、宮崎少年鑑別所、鹿児島少年鑑別所</p>

【更生保護官署】26庁

北海道地方更生保護委員会、東北地方更生保護委員会、関東地方更生保護委員会

札幌保護観察所、旭川保護観察所、水戸保護観察所、東京保護観察所、金沢保護観察所、長野保護観察所、静岡保護観察所、岐阜保護観察所、富山保護観察所、京都保護観察所、津保護観察所、大津保護観察所、岡山保護観察所、鳥取保護観察所、広島保護観察所、山口保護観察所、松江保護観察所、佐賀保護観察所、大分保護観察所、長崎保護観察所、熊本保護観察所、松山保護観察所、徳島保護観察所

2 大臣官房施設課実施分

区 分	監 査 対 象 庁
地 方 官 署	<p>【法務局】 19 庁 大阪法務局、名古屋法務局、仙台北法務局、札幌法務局、高松法務局 横浜地方法務局、さいたま地方法務局、千葉地方法務局、宇都宮地方法務局、前橋地方法務局、甲府地方法務局、神戸地方法務局、奈良地方法務局、金沢地方法務局、富山地方法務局、那覇地方法務局、山形地方法務局、函館地方法務局、徳島地方法務局</p> <p>【検察庁】 16 庁 広島高等検察庁 東京地方検察庁、宇都宮地方検察庁、静岡地方検察庁、甲府地方検察庁、長野地方検察庁、神戸地方検察庁、奈良地方検察庁、富山地方検察庁、広島地方検察庁、佐賀地方検察庁、那覇地方検察庁、仙台地方検察庁、山形地方検察庁、盛岡地方検察庁、函館地方検察庁</p> <p>【矯正官署】 41 庁 大阪矯正管区 札幌刑務所、函館少年刑務所、山形刑務所、福島刑務所、水戸刑務所、横浜刑務所、新潟刑務所、富山刑務所、岐阜刑務所、岡崎医療刑務所、名古屋刑務所、大阪医療刑務所、大阪拘置所、神戸拘置所 盛岡少年院、水府学院、赤城少年院、榛名女子学園、新潟少年学院、瀬戸少年院、愛知少年院、豊ヶ岡学園、交野女子学院、中津少年学院 札幌少年鑑別所、福島少年鑑別所、水戸少年鑑別所、宇都宮少年鑑別所、前橋少年鑑別所、千葉少年鑑別所、甲府少年鑑別所、静岡少年鑑別所、金沢少年鑑別所、岐阜少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、徳島少年鑑別所、佐賀少年鑑別所、大分少年鑑別所、那覇少年鑑別所</p> <p>【更生保護官署】 4 庁 水戸保護観察所、甲府保護観察所、長野保護観察所、富山保護観察所</p> <p>【出入国在留管理官署】 1 庁 高松出入国在留管理局</p>